

任期付採用職員の募集について

1 採用内容

産休代替任期付職員

(1) 採用人数

6 名

(2) 採用予定期間

以下のいずれか

- ① 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 10 月 13 日まで
- ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 10 月 24 日まで
- ③ 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 10 月 29 日まで
- ④ 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 11 月 8 日まで
- ⑤ 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 11 月 14 日まで
- ⑥ 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 3 日まで

※ 上記期間は、産前産後休暇取得中（又は取得予定）の職員それぞれの産休期間に応じたものであるが、産休代替任期付職員として勤務する間にその職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、令和 8 年 3 月 31 日まで育休代替任期付職員として、再採用される可能性がある

2 業務内容

電話・窓口対応及び入国・在留審査業務

3 勤務条件

(1) 勤務地

以下のいずれか

- ① 福岡出入国在留管理局
福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 5 番 25 号 福岡第 1 法務総合庁舎
- ② 福岡出入国在留管理局西新分室
福岡県福岡市早良区祖原 14 番 15 号

(2) 勤務時間

8 時 30 分～17 時 15 分（休憩時間：12 時～13 時）

又は 9 時 00 分～17 時 45 分（休憩時間：12 時～13 時）

土・日、祝祭日及び年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

(3) 休暇

年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる

（４）給与等

１８３，５００円以上

学歴・職歴等を考慮の上、決定する

通勤手当は、常勤職員に準じて支給

月の途中の採用又は退職の際は、日割りで支給する

期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる（※）

給与法に基づき、地域手当９％を支給する

※ 引き続き育休代替任期付職員として再採用された場合に限る

（５）保険

法務省共済組合に加入

（６）退職

① 分限免職

常勤職員に準ずる

② 退職金

６か月以上勤務した場合は、支給の対象となる（※）

※ 引き続き育休代替任期付職員として再採用された場合に限る

４ 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

（１）窓口又は電話での対応経験のある者

（２）英検３級程度の英会話能力を有する者

（３）パソコン操作能力（ワード、エクセル等）を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する者は、応募不可

① 日本国籍を有しない者

② 国家公務員法第３８条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となることができない者

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 国家公務員法第８１条の６の規定による定年年齢に達している者

5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（7月31日（木）必着）

（1）履歴書（写真貼付） 1通

（2）職務経歴書 1通

※ 応募者多数の場合、早めに締め切る場合がある

※ 勤務地（前記3（1）①又は②）の希望がある場合には履歴書に記載すること

6 選考方法

（1）第1次試験

書類選考

（2）第2次試験（書類選考に合格した者のみ）

面接・作文

【問合せ先】

福岡出入国在留管理局総務課人事係（濱崎、千々松、舘林）

住所：〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第1法務総合庁舎6階

電話：092-717-5420